

田野町

過疎地域持続的発展計画

(案)

(令和3年度～令和7年度)

田野町

目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 町の概況	1
ア	自然的・歴史的・社会的・経済的条件	1
イ	過疎の状況	2
ウ	社会的経済発展の方向	2
	(2) 人口及び産業の推移と動向	3
	(3) 行財政の状況	5
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
	(7) 計画期間	10
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
	(1) 現況と問題点	11
	(2) その対策	11
	(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	12
	(4) 公共施設等整備計画との整合	12
3	産業の振興	13
	(1) 現況と問題点	13
	(2) その対策	14
	(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	18
	(4) 産業振興促進事項	19
	(5) 公共施設等整備計画との整合	19
4	地域における情報化	20
	(1) 現況と問題点	20
	(2) その対策	20
	(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	20
	(4) 公共施設等整備計画等との整合	21
5	交通施設の整備、交通手段の確保	22
	(1) 現況と問題点	22
	(2) その対策	22
	(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	23
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23
6	生活環境の整備	24

（1）現況と問題点	24
（2）その対策	25
（3）事業計画（令和3年度～7年度）	27
（4）公共施設等総合管理計画との整合	28
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
（1）現況と問題点	29
（2）その対策	30
（3）事業計画（令和3年度～7年度）	32
（4）公共施設等総合管理計画との整合	32
8 医療の確保	33
（1）現況と問題点	33
（2）その対策	33
（3）事業計画（令和3年度～7年度）	34
（4）公共施設等総合管理計画との整合	34
9 教育の振興	35
（1）現況と問題点	35
（2）その対策	36
（3）事業計画（令和3年度～7年度）	39
（4）公共施設等総合管理計画との整合	39
10 集落の整備	40
（1）現況と問題点	40
（2）その対策	40
（3）事業計画（令和3年度～7年度）	40
（4）公共施設等総合管理計画との整合	41
11 地域文化の振興等	42
（1）現況と問題点	42
（2）その対策	42
（3）事業計画（令和3年度～7年度）	43
（4）公共施設等総合管理計画との整合	43
12 再生可能エネルギーの利用の促進	44
（1）現況と問題点	44
（2）その対策	44
（3）事業計画（令和3年度～7年度）	44
（4）公共施設等総合管理計画との整合	44

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的条件

【自然的条件】

本町は、北緯 33 度 26 分、東経 134 度 01 分、高知市から東へ 55km の距離に位置し、奈半利川の三角州西岸河口地帯に開けた町です。北は標高 409m の三角点で安田町・北川村と境をなし、南は土佐湾に面し、東は奈半利川を隔てて奈半利町と接し、西は海岸段丘の大野台地から北方に走る稜線を境に安田町に接していて、南北約 3.0km、東西約 2.0km、総面積 6.53k m² の四国で最も小さい町です。

気候は、高温多湿、降雪を見ることはほとんどなく、年間の平均気温は 17 度程で、冬季の最低気温も零下になることは少なく、年間の平均降雨量は過去 10 年平均で 2,411mm と植物の成育には好適となっています。しかし、夏秋季は、台風や集中豪雨に見舞われることが多く、農作物や家屋に被害を受けることがしばしばあります。

【歴史的条件】

古来は那波(なは)郷に属していたが、鎌倉時代初期、流罪となった公家の一門が定住し、以来奈半利川の治水を図って、田野郷を開きました。藩政時代中期ごろから、奥地の魚梁瀬山系を中心に産出される木材の唯一の集散地となり、御用商人が台頭して、東部地域の経済の中心地として栄えることとなりました。

また、交通上においても隣国「阿波」へ通じる官道、野根山街道の登り口にあたり、藩の往来の宿泊所が置かれ、幕末には安芸郡の郡奉行所や、藩校「田野学館」も置かれて、名実ともに県東部地域の政治・経済・教育の中心地として発展した。明治 21 年に町村制の施行によって田野村として発足し、大正 9 年には町制を敷いて田野町に改称し現在に至っています。

【社会的条件】

本町は、中芸地域の中心地的な地勢の立地にあり、町中心地にある「ごめん・なはり線田野駅」周辺に、各商業施設や金融機関、総合病院等が立地しています。また、県立中芸高等学校をはじめ、県の出先機関及び中芸広域行政の諸施設や金融機関などの各支店が置かれているが、近年の社会経済の厳しい変革の下に、県の出先機関や金融機関などの統廃合が行われ、今後もこうした地方サービス機関の廃止による地域の衰退が憂慮されます。

【経済的条件】

本町の基幹産業は、施設園芸を中心とする農業及び定置網・一本釣を中心とする漁業を主体とし、その基盤の上に商業、サービス業などが形成されています。平成 27 年の国勢調査による就業人口は、1,287 人であり、産業別割合は、第一次産業が、250 人 (19.4%) の、第二次産業では、237 人 (18.4%)、第三次産業では、800 人 (62.2%) で、この 10 年間では、農業、漁業などの第一次産業と第二次産業の就業者の減少が著しくなっています。

本町の産業形態は、基幹産業の農業においては、経営者の高齢化、後継者不足、輸入作物の増大による価格低迷、産地間競合など、漁業においては漁獲量の減少、後継者不足などによりいずれも低迷・衰退しています。

また、商業においても、消費人口の減少、大型店の進出、消費者ニーズの多様化などに伴い低迷しています。

以上のように、本町の産業は、総じて停滞しており都市部との格差はますます広がる傾向にあります。

イ 過疎の状況

本町、昭和 35 年の国勢調査で 5,124 人であった人口が年々減少の一途に向かい、平成 27 年には 2,733 人とその減少数は 2,391 人 (46.7%) となり、過疎化が顕著に進行しています。

これを年齢階層別に分類した場合、若年層の減少が著しく、一方高齢層は年々増加する高齢化が急速に進んでおり、労働力・後継者不足など、地域産業の発展を阻害する大きな要因になっています。

昭和 45 年度から過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎計画の実施を図ってきました。その結果、道路、産業、保健・福祉、教育、文化、住宅、生活環境など、公共施設の整備については、一定の成果を挙げてきましたが、人口減や高齢化には歯止めがかからず、若者が定住する町勢の基盤整備などまでには至っていません。

こうした課題などを踏まえて本計画の策定に当たっては、移住・定住を目指す産業の振興及び住宅や生活環境の整備などの施策を重点に掲げ、その実行を図る取り組みが必要です。

ウ 社会的経済発展の方向

本四 3 架橋の完成、四国横断・縦貫高速道の開通によって、近畿・中国地方の広大な経済圏に包括され、東部地域においては、平成 14 年の土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開通や、高知東部自動車道、阿南安芸自動車道の整備の進捗などによって、社会経済の環境は一層大きく変わることとなりました。

社会経済基盤のぜい弱な本町においても、こうした新しい社会経済圏の変化に対応できる地域社会づくりが求められるところであり、基幹産業の農業、漁業の更なる振興に努め、また、若年層の定住を促進する就労の場の確保や住宅、生活環境などの定住環境の整備を図るなど、地域社会の活力を維持し、個性豊かな地域づくりを進める必要があります。

また、広域面においても、中芸広域連合広域計画、高知県産業振興計画、安芸広域ふるさと市町村圏計画などを踏まえて地域の特性に合った多面的な産業振興施策を講じて、地域社会経済の発展を図る取組が必要です。

（2）人口及び産業の推移と動向

①人口の動向

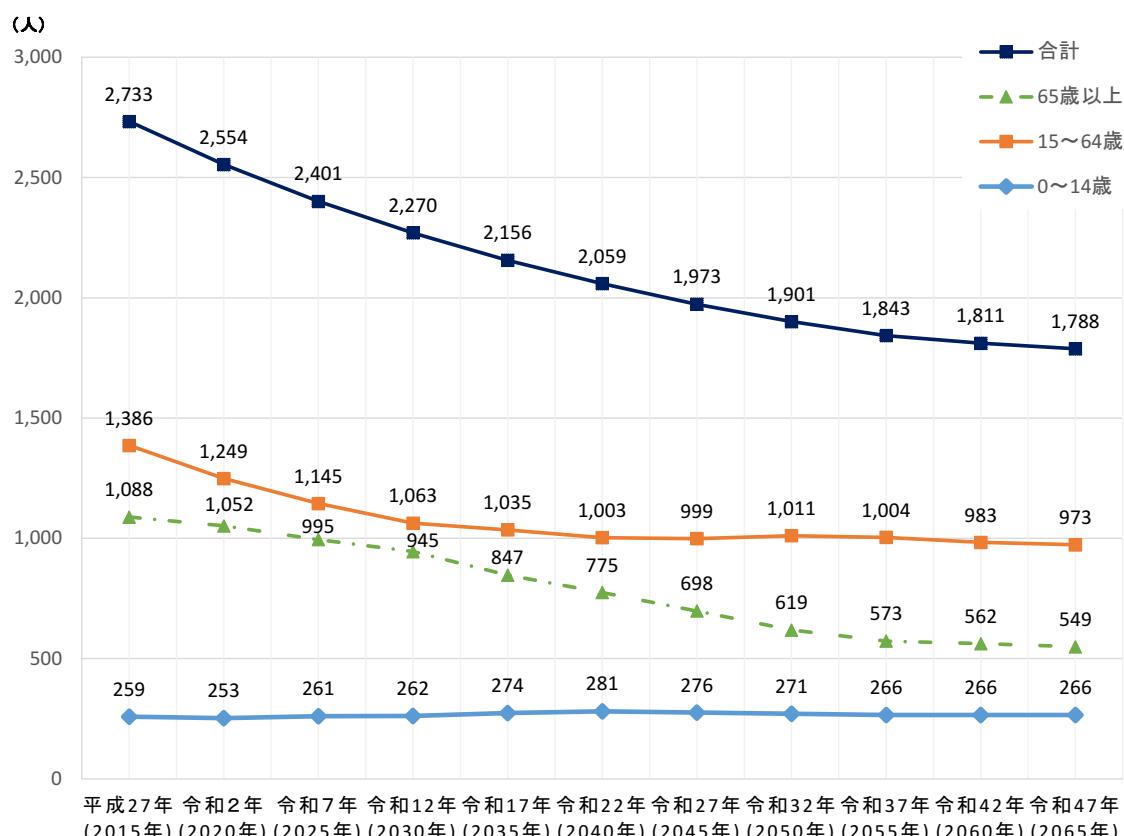
国勢調査による人口の推移をみると昭和 35 年に 5,124 人であった人口は、その後減少が一貫して続いており、平成 27 年には 2,733 人となっています。この 55 年間で 2,391 人減少しており、減少率は 46.7%となっておりおよそ約半数近く減少しています。

近年の動向では、単独世帯の割合が増え、世帯の少人数化が進んでおり、それにともない出生率も減少傾向となっています。それに加え若年層の転出超過といった社会減も人口減の要因となっており、昭和 35 年と平成 27 年を比較すると若年層比率は 23.1%から 10.0%に減少する一方で、高齢者比率は 6.2%から 39.8%と大きく増加するなど、人口減少による過疎化とともに少子高齢化が進展しています。

表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 5,124	人 4,279	% △16.5	人 3,682	% △14.0	人 3,236	% △12.1	人 2,733	% △15.5	
0歳～14歳	1,566	914	△41.6	623	△31.8	402	△35.5	259	△35.6	
15歳～64歳	3,196	2,828	△11.5	2,287	△19.1	1,784	△22.0	1,386	△22.3	
うち 15歳～29歳(A)	1,184	767	△35.2	469	△38.9	383	△18.3	273	△28.7	
65歳以上(B)	316	537	69.9	772	43.8	1,050	36.0	1,088	3.6	
(A)／総 数 若年者比率	% 23.1	% 17.9	—	% 12.7	—	% 11.8	—	% 10.0	—	
(B)／総 数 高齢者比率	% 6.2	% 12.5	—	% 21.0	—	% 32.4	—	% 39.8	—	

表1-1 (2) 人口の見通し



※第2期田野町人口ビジョンから抜粋

②産業構造の動向

本町の産業別就業人口の昭和 35 年から平成 27 年を比較すると、第一次産業が 561 人減（△69.2%減）、第二次産業が 414 人減（△63.6%減）、第三次産業が 104 人減（△11.5%減）となっています。

農業を主体とする第一次産業の就業人口は、昭和 35 年の 811 人が、経営農地の狭小による兼業化や、若年層の都会指向などによる後継者不足により、平成 22 年には 538 人（66.3%）減と減少が著しく、昭和 60 年からは、その減少は一時鈍化したものの、平成 7 年から平成 12 年にかけて、また平成 17 年から平成 22 年にかけて減少が著しくなっています。しかし今後においては、ゆるやかな減少で推移するものと考えられます。

第二次産業の就業人口は、本町の基幹産業である製材業の衰退など厳しい状況にあり、今後の景気回復が見込めなければ、ますます減少すると考えられます。

第三次産業の就業人口は、昭和 55 年をピークとして平成 17 年まで微減の傾向にあり、比較的安定していたものの、平成 17 年から平成 22 年にかけては 84 人（9.5%）減少となっており、総人口が減少傾向にあることや量販店の存在や商圈の変化などの影響を受けた後継者不足等による減少が進んでいます。

（3）行財政の状況

①行政

本町の執行機関は、町長部局（総務課、保健福祉課、まちづくり推進課、出納室）、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会で組織しています。

また、広域行政としては、中芸広域連合（消防・救急事務、し尿処理事務、ごみ処理事務、青少年育成事務、中芸広域体育館の管理及び運営事務、介護保険制度に係る要介護認定事務、保健、火葬場、戸籍電算事務）、安芸広域市町村圏事務組合（特別養護老人ホーム事務、広域ごみ処理、ふるさと市町村圏計画）を設立して、必要な事務事業を共同処理しています。

過疎、少子・高齢化に対応する行政は、今後ともに広域的な視野に立って、それぞれの市町村が機能分担し相互交流に努め、共同で地域の活性化を図る取り組みが必要で、広域行政の推進が重要な課題となっています。

②財政

本町は、自主財源である税収の歳入全体に占める割合が低く、国から配分される地方交付税に依存しており、国の地方交付税制度の影響を受けやすい状況にあります。

地方交付税のうち、普通交付税は人口を基礎として算出する項目が多くを占めていることから本町の歳入は人口減少の影響を大きく受けています。

それに加え、人口減少による税収減や高齢化の進展による社会保障関係経費の増などにより今後も厳しい財政状況になることが見込まれますが、防災・減災の推進や公共施設等の長寿命化のほか地域デジタル社会の推進など新たなサービス需要への対応も求められていきます。

その課題解決に向けた事業財源は地方交付税のほか、国県支出金や過疎対策事業債といった財政的負担の小さい起債に頼らざるをえない状況にあります。

表 1-2 (1) 「財政の状況」にあるように、令和元年度では経常収支比率が 87.8 と年々上昇傾向にあり、この数値は同規模団体においても高いものです。

『経常経費の抑制』は喫緊の課題の一つであり、国の財政健全化への取り組みが行われているなか、普通交付税に大きく依存している本町財政にとっては先述した財政的課題の解決とともに自主財源の確保に努めることで、過疎対策事業への財源を確保する必要があります。

表 1-2 (1) 財政の状況

(千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	3,055,582	3,201,017	2,845,237
一般財源	1,648,236	1,520,608	1,489,119
国庫支出金	404,106	147,024	104,480
都道府県支出金	131,372	193,405	127,533
地方債	518,072	274,466	165,035
うち過疎債	327,500	30,700	106,400
その他	353,796	1,065,514	959,070
歳出総額 B	2,936,078	3,036,406	2,739,516
義務的経費	810,477	1,210,302	817,801
投資的経費	819,735	551,125	262,505
うち普通建設事業	819,702	467,643	261,346
その他	1,305,866	1,274,979	1,659,210
過疎対策事業費	584,350	172,983	285,580
歳入歳出差引額 C (A-B)	119,504	164,611	105,721
翌年度へ繰越すべき財源 D	40,157	133,387	56,106
実質収支 C-D	79,347	31,224	49,615
財政力指数	0.19	0.19	0.20
公債費負担比率	18.8	30.3	17.5
実質公債費比率	7.4	6.8	2.3
起債制限比率	3.4	4.6	—
経常収支比率	78.3	85.3	87.8
将来負担比率	—	—	—
地方債現行高	2,739,721	2,723,063	2,328,185

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度 末	平成 2 年度 末	平成 12 年度 末	平成 22 年度 末	令和元年度 末
町道					
改良率 (%)	23.5	38.0	40.1	48.7	49.4
舗装率 (%)	5.4	57.3	67.2	69.3	72.6
農道延長 (m)	12,200	13,185	13,185	1,359	1,359
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	93.4	69.8	68.9	—	—
林道延長 (m)	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	8.2	5.7	7.0	—	—
水道普及率 (%)	87.0	96.8	98.9	98.7	99.0
水洗化率 (%)	—	—	29.4	33.9	—
人口千人当たり病院・ 診療所の病床数 (床)	—	—	37.5	27.0	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、田野町総合計画と地方創生総合戦略を一体的に策定し、活力ある産業の維持・発展、少子高齢化や人口減少への対応、厳しい財政状況などに対応し、持続的発展を果たすために、「だれもが住みたくなる、訪れたくなる生活交流拠点」を将来像に掲げ、目指すべき町の姿を分野ごとに5つに整理（基本施策）、更に人口減少対策に特化した4つの重点施策（総合戦略）に取り組むこととします。

基本施策（目指すべき町の姿）

①活力ある産業のまち

農業をはじめ、水産業、商工業、観光業が連携し、豊かな自然や地域資源を最大限に活用した、地域産業の活性化を進めます。

②人にやさしい健康・福祉のまち

少子高齢化が加速化する中、広域連携の取組と効果的に役割分担をしながら、保健・医療・福祉政策を総合的に展開する。また、住民、地域行政が協働し、地域福祉活動をより一層進めることで人にやさしいまちづくりを推進します。

③人を育てる教育・文化のまち

次世代を担う人財を育成し、だれもがともに学ぶことができ、田野町に誇りと愛着をもてる、郷土教育・教育環境の整備充実を進めます。

④ずっと住みたい快適なまち

豊かな自然環境を保全し、環境と共生した魅力ある町をつくり、安全・安心な住民生活や産業活動などの基礎となる生活基盤を整備します。

⑤みんなが輝き支え合うまち

住民と行政が協働し、そしてだれもが自分らしく生きることができる、魅力ある地域づくりに取り組みます。

重点施策

①地産地消・外商の強化により安定した収入を確保し雇用を創出する

地産地消の取組、外商の取組を強化することで、「拡大生産」につなげ雇用を確保します。

②新しい人の流れを作る

移住促進や、「人財」・企業誘致、既存企業の振興等を促進し、あらたに新しい人の流れを作ります。

③結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境を整備する

安心して子育てを楽しむことができる環境の形成を図るとともに、「住み続けたい」と実感できるまちづくりの実現を目指します。

④時代にあった地域をつくる

重点施策 1～3 の実現のため、社会基盤の強化を図るとともに、将来の町を担う子どもを育てます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の活性化と持続的発展を果たすためには、人口減少に歯止めをかけるための対策が必要不可欠です。

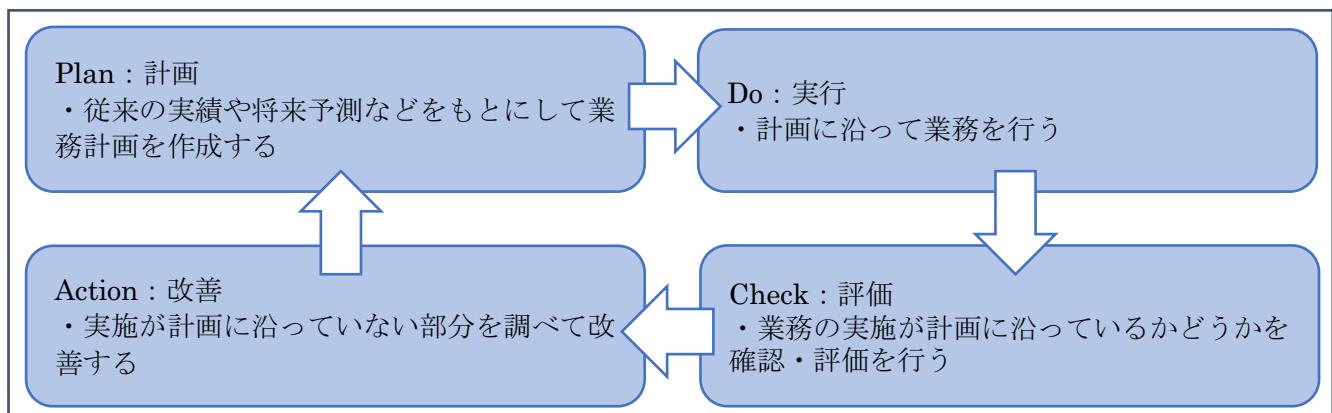
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計によると、本町の将来人口は令和 7 年には、2,244 人（平成 27 年比 17.9% 減）、令和 12 年には 2,024 人（同 25.9% 減）になるとされています。

令和 2 年 7 月に策定の「田野町総合計画・総合戦略」では、令和 22 年には、1,635 人となる社人研の将来推計人口を、各施策の成果により、2,059 人を目標としています。この推計に基づき、本計画の最終年である令和 7 年度末における目標人口を 2,401 人と定めます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくためには、事業の進捗や効果について適切に評価し、その結果に基づき見直しや改善を行う P D C A サイクルが重要です。

そのため、検証・評価については、本計画は田野町総合計画・総合戦略と密接に関係していることから、外部有識者等を含む検証機関により適宜検証・評価を行うものとします。



(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、これまで取り組んできた過疎対策等により、町民の生活基盤である公共施設等の整備を進めてきましたが、老朽化対策や公共施設の長寿命化が必要となり、厳しい財政状況の中でこれから的人口減少と少子高齢化によって公共施設等の利用需要が今までと変化していくことが予想されます。

このような状況の中、本町では、施設の現況と将来費用の見通しを推計し、将来の基本的な管理方針を定めた「田野町公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定し、持続可能な地域を住民とともに創っていくために①新たな公共建築物整備の抑制②公共建築物の保有量の段階的縮減③官民連携事業の推進④維持管理費・運営費の縮減⑤長寿命化の推進の5つを公共施設等のマネジメントの原則として定めています。

本計画では、「田野町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては、整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

本町の人口減少は継続的に続いているが、このまま人口減少が続くと町の活力が大きく損なわれ、日常生活の利便性が失われ、それにより人口流出が加速するという悪循環に陥る可能性があります。

年齢階級別的人口異動では、20代前半以下の年齢層が転出超過となっており、20代後半から30代にかけては転入超過となる傾向が長年続いているが、合計でみると転出超過となっています。

また、近年では、高齢者世帯の増加及び町外への転出の増加とともに持ち家を手放すケースが増えており、今後においても空き家の増加が予想され、所有者による空き家の適正管理、空き家の有効活用が課題となっており、一度町外へ転出した人に戻ってきてもらう、あるいは新規の移住者を増やすことで、転出超過を少しでも食い止めることができます。

②地域間交流の促進

本町では、高知県人会をはじめ、高知田野会や高知市五台山地区との地域間交流などを通じて、様々な交流を進めてきました。

産業の活性化、地域の人材育成の為にも、都市住民との地域間交流など、更なる地域間交流を図る必要があります。

③人材育成

本町では、これまで地域コミュニティ活動や町民活動への支援、それらの活動を担う人材の育成を推進してきました。

近年では、少子化や高齢化の進展による生活習慣や価値観の多様化などが進み、仕事や地域活動をはじめとする様々な分野において担い手の不足が顕著化しています。

今後のまちづくりを支える人材の確保が重要課題となる中、産業や教育、文化振興等あらゆる分野において人材・担い手の育成を目指し、それに伴う取り組みを支援することで、町民一人ひとりの能力が地域や職場、家庭の各環境の中で活かされ、活躍することができる環境づくりを推進する必要があります。

(2) その対策

○住宅整備の促進

- ・町営住宅の整備、分譲地の整備と販売を促進し、定住促進を図ります。
- ・医療従事者に向けた住宅を整備をし、救護病院の機能確保、発災時の医療従事者確保を図ります。

○空き家バンク制度の充実

- ・荷物整理費用の補助金の創設を行い、空き家バンクへの登録促進に努め住宅確保に取り組みます。
- ・空き家や空き店舗を活用した起業者に対して、起業にかかる費用を補助することで、空き家や空き店舗の利活用を図ります。

○新たな地域間交流の促進

- ・過疎地域相互、都市との地域間交流、また新たな姉妹都市縁組などの様々な交流を通じて、地域における役割等を再確認するとともに、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを促進する。また、都市住民の多様なニーズに対応するため、首都圏アンテナショップなどを活用し、情報発信・収集を行い、地域間交流を促進します。
- ・地域内外の人々との交流を促進するため、地域の支えあいや活性化の拠点として集落活動センターの拠点づくりを進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住定住支援住宅整備事業 ・町営住宅の建設等、移住定住者に向けた住宅整備 ・空き家改修工事	町
		医療従事者確保住宅建設事業 ・救護病院の機能確保、発災時の医療従事者確保のための住宅建設事業	町
		空き家バンク制度充実事業 ・荷物整理費用への補助。空き家バンクへの登録促進	町
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家空き店舗等利活用促進事業 ・町内での起業者に対し起業に係る費用への補助	町
		新築住宅建設促進事業 ・町内に新たに住宅を建築する施工主に対しての補助	町
		空き家再生等推進事業 ・空き家の改修に係る費用の補助	町

(4) 公共施設等整備計画との整合

田野町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林業

本町の農業は、水稻のほか、ナスなどの施設園芸、オクラ、じゃがいもなどの露地野菜を中心に展開されており、これまで、農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一緒にして推進してきました。

しかしながら、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や就業者の高齢化による担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などの問題が深刻化しています。

畜産業においては、就業者の高齢化、後継者不足に加え飼育するための広い敷地や建物、排せつ物を処理するための設備も必要となることから新規参入が非常に難しいものとなっていることが問題となっています。

林業においては、小規模森林保有者が多く、林業経営というより資産保有の傾向が強い為、人工林の樹種、林齢等の状況が十分に把握できておらず、間伐事業等が導入しにくい状況にあります。

②水産業

本町の水産業は大型定置網と一本釣等で構成されており、沿岸海域を利用した漁業が主体となっているが、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業従事者の高齢化等で経営が悪化する傾向がみられます。

③商工業

少子高齢化の進展により、地方産業を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想されます。

本町の商業は、古くから小売業を主体に町内の購買ニーズに応えてきたが、既存商店街は、道路網の整備や車社会の一層の進展、消費者ニーズの高度化、多様化等を背景に、大型店への購買力の流出に加え、高齢化と後継者不足が相まって、空き店舗の増加などが問題となっています。

本町の工業は、これまで地域住民の所得の向上と雇用の確保に寄与してきたが、長期にわたる景気の低迷など取り巻く環境は厳しさを増してきています。

また、地産地消・外商の拠点となる道の駅「道の駅田野駅屋」は、年間約20万人以上、2~3億円程度の売上で推移し、安定した運営で売上を確保することで、農産物等を出品している地域の出店者の所得向上、耕作放棄地等の解消につながっているが、出店者等の高齢化により、今後出品数・量の減少による売上減少が懸念されます。

④観光

本町は、県都高知市から自動車又は鉄道を利用して約90分と、観光立地的には恵まれていないが、南に広がる土佐湾、北に脈をなす野根山などの美しい自然環境に恵まれており、岡御殿や、森林鉄道などの旧跡を残し、清岡道之助や浜口雄幸など過去から現在、未来に向けて誇るべき偉人を輩出した歴史と文化を感じさせる町です。

大野台地での集落活動センターを中心とした体験型・滞在型観光への取組や、完全天日塩製塩体験や道の駅「田野駅屋」など新たな地域資源・観光資源となりうる取組が展開されていますが、現代社会における観光ニーズは多様化・高度化する傾向にあり、本町においても、既存の自然環境や様々な地域資源の活用はもとより、新たな魅力づくりが必要となっており、観光資源の掘り起こしや観光の産業化を推進する必要があります。

さらに、本町のみの地域資源では、効果を発揮しにくい部分もあることから、中芸・高知県東部地域といった広域的な連携を一層強化していく必要があります。

⑤レクリエーション

公園や緑地は、地域住民の憩いと安らぎの場、健康づくりや子どもたちの遊び場として重要な施設であり、二十三士公園や町内3か所にある児童遊園など、子どもたちが安全に遊べるために、既存遊具の点検、更新による事故防止対策、草刈り等の維持管理を行い、公園利用者の安全確保に取り組む必要があります。

また、町内に設置している公衆トイレの老朽化に対する改修や日々の維持管理を行い、利用しやすい公衆トイレの維持が必要です。

(2) その対策

①農林業

○農業生産基盤の充実

- ・関連する土地利用計画の策定にあわせて、農業振興地域整備計画を見直し、秩序ある土地利用を推進し、優良農地の確保・保全を図ります。
- ・関係機関との連携のもと、ほ場整備をはじめ農道、ため池、用排水施設の整備を進め、農業生産基盤の一層の充実を図るとともに防災対策に努めます。
- ・農業関連廃棄物の適正処理の促進、減農薬・減化学肥料栽培の促進など、環境にやさしい農業の促進に努めます。

○産地形成の推進

- ・高品質・高収穫量の農作物により収益アップを目指して環境制御等の先進技術を活用した次世代型こうち新施設園芸システムの普及などに取り組み、力強い産地の育成を推進します。
- ・施設園芸野菜のまとまりある産地づくりとして、農家と農協の信頼関係を構築し、

地域の課題解決に向け農協を中心とした活動や部会など生産組織の活性化を主体的に行える産地づくりを目指します。

- ・天敵を利用した IPM 技術等の環境保全型農業の推進・発展に努めます。

○担い手の育成・確保

- ・認定農業者を中心に、女性や高齢者などを含めた、意欲と能力のある多様な担い手の育成・確保に努めます。
- ・産地が求める人材を明らかにした「産地提案書」により、積極的な担い手確保対策を推進します。
- ・新規就農に必要な農地や施設などの情報提供や町有の研修ハウスの活用、技術研修を実施することなどにより、新規就農者の確保・育成に努めます。また、就農後のフォローアップなどの支援活動の充実を図ります。
- ・作業の受委託や農業機械等の共同利用などを行う集落営農を推進することで、効率的な生産体制の確立や農地の有効利用を図り、地域の活性化につなげます。
- ・地域の農業の担い手として、営農の継続性を確保できる集落営農法人の育成を推進します。
- ・耕作放棄地の再生利用を推進するため、所有者の意向を把握するとともに、空きハウスなどの情報を収集し、規模拡大農家等への情報提供を行うなど、新たな担い手とのマッチングを支援します。
- ・農地中間管理事業の積極的な活用を通じて、地域農業の中核を担う農業者に農地を集積するとともに、地域全体での農地の有効活用を促進します。

○地域特産物の開発

- ・田野町園芸研究会など生産組織と連携し、地域特性や消費者ニーズに即した農産物の導入・産地化を図ります。
- ・農畜産物の加工体制の充実を促し、加工特產品の開発を促進します。

○都市と農村との交流の促進

- ・都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農地の有効活用の視点に立ち、グリーンツーリズム（農村での滞在体験）や農業・農村体験等の取組を促進する。

○消費の拡大促進

- ・農産物直売体制の充実や学校給食との連携による地産地消及び地産外商の促進、PR活動の強化やイベントの活用など、多面的な取組を促進し、町内外における消費の拡大に努めます。

○畜産業の振興

- ・畜産連携をはじめ、畜産業と商工観光業との連携を図り、販売対策、地産地消及び地産外商の推進により畜産農家の経営の安定化を図ります。
- ・新規就農希望者に対しては、研修先の紹介や畜舎の建設補助の活用など、積極的に支援します。

○森林情報のデータベース化

- ・今後の森林整備・活用の為、関係機関との連携を図り森林情報のデータベース化を図ります。

②水産業

○経営体制の整備

- ・省燃油エンジン等の導入支援など国・県の各種支援事業の推進による漁業者の経営安定を図ります。

○担い手の確保と育成

- ・新規漁業就業者の確保のため、国・県などの関係機関と連携し、UIJ ターン者や若者などの多様な担い手の確保と人材育成に努めます。

○漁場の整備

- ・漁業協同組合が取り組むイサキ等の種苗放流事業への支援を行い、水産資源の維持を図ります。
- ・奈半利川淡水漁業協同組合が実施するアユ、うなぎの放流や有害鳥獣の駆除等の事業に支援を行います。また漁場の整備を行い、奈半利川水系の水産資源の維持を図ります。

③商工業

○商業サービス等の向上支援

- ・商工会等との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、新規開業者の発掘など空き店舗対策に取り組みます。
- ・地元商店街ならではの地域に密着したサービスの提供やイベントの開催など、近代的経営や魅力ある店舗づくりを促進します。

○製塩関連事業の充実

- ・研修から起業までの施設整備や支援体制を構築することで、新規就業者数の確保に努め、完全天日塩の増産を図ります。
- ・生産した完全天日塩やにがりを活用し、町の新たな特産品の開発に取り組み、塩関連事業での雇用創出や産業クラスターの構築を図ります。
- ・完全天日塩を活用した特産品開発を促進するため、企業誘致に向けた支援制度の充実を図ります。

○地産地消・外商の取組強化

- ・新たに地域資源の掘り起こしや磨き上げを行い、新商品の開発やその販路拡大に向けた支援に取り組みます。
- ・ふるさと納税の活用や県産業振興計画と連携し、地域の農産物や特産品を全国、さらには海外へ流通させる機能強化に取り組み、販路を拡大させるとともに外貨

の獲得や安定した雇用の創出につなげ、地域産業の活性化を図ります。

- ・道の駅「田野駅屋」の更なる集客アップや売上増を図るため、店舗及び駐車場の拡張、公園機能などの機能強化に取り組むとともに、道の駅「田野駅屋」を拠点に位置付けた集落活動センターによる6次化を図り地域活性につなげるため、検討委員会を立ち上げ、具体的な検討を進めます。

○既存企業の経営強化

- ・商工会等との連携のもと、事業者の経営強化を図るため、研修や経営相談の拡充を図ります。
- ・情報提供の充実、異業種交流の場の提供など支援体制の強化に努めます。
- ・優れた人材の育成・確保や技術力の向上、販路の開拓等を支援します。

○企業の誘致

- ・未活用の町有地や空き地、空き店舗などを活用したサテライトオフィスの誘致に取り組み、新産業の創出や雇用拡大に努めます。
- ・関係機関等と連携して、企業動向やニーズを把握し、企業誘致優遇策などの支援制度の検討や情報発信に取り組み、企業誘致を促進します。

④観光

○観光振興体制と新たな魅力づくり

- ・民間と行政で構成する田野町観光クラスター協議会を中心に、町の文化財や史跡、体験施設等の観光資源を体験型観光素材へ活用することで、新たな町の魅力づくりに取り組み、観光客の誘致と地域経済の活性化を図ります。

○既存観光・交流資源の充実・活用

- ・既存のイベントや祭りの位置づけを再確認し、その充実を図ります。
- ・観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、機能強化に努めます。
- ・住民・行政が一体となり、既存地域資源への認識を深め、郷土愛を育てるとともに、観光ガイドの育成などに取り組みます。
- ・町内観光、交流資源のネットワーク化（面的整備）を図ります。

○第1次産業と連携した体験交流機能の拡充

- ・体験型・滞在型観光の推進のため、第1次産業と連携した体験交流機能の拡充に努めます。

○民泊受入れ体制の整備

- ・体験型・滞在型観光を推進する上で、民泊施設の整備が必要なことから、民泊対応可能な民家を確保し、体験交流機能の充実に努めます。
- ・民泊施設の整備においては、ソフト面での必要な支援を図ります。

○PR活動の推進

- ・本町の知名度を上げるイベントやPR活動を推進します。

- ・パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスコミの活用など多様な媒体を通じ、本町の観光についてのPR活動を推進します。
- ・道の駅を情報発信窓口の一つとしてとらえ、この機能を最大限に活用したPR活動を展開します。

○広域観光体制の充実

- ・中芸地域や高知県東部地域の広域的連携を強化し、日本遺産や広域観光ルートづくり、広域的なPR活動の推進など、地域一体となった観光振興施策の推進に努めます。

○交流人口の拡大

- ・地域資源の活用などにより、本町のファンづくりに努め、交流人口や関係人口の増加につながる事業を推進します。

⑤レクリエーション

○公園の整備と維持管理体制の充実

- ・児童公園の遊具の定期的な点検、草刈り等を実施し適切な維持管理に努めます。

○公衆トイレの整備と維持管理体制の充実

- ・公衆トイレの整備及び改修、清掃等を行い、利用しやすい公衆トイレの維持管理に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業基盤整備事業 ・基盤整備(農業用水利施設及び農道含む)により、耕作放棄地の予防及び解消や農業経営の組織化・防災対策を図る	町
		特產品開発促進事業 ・地域の特性を活かした特產品の開発に取り組む個人等への支援	町
	(4) 地場産業の振興 生産施設	完全天日塩を活用した新産業の創出事業 ・製塩施設建築工事	町
		児童遊園施設整備事業 レクリエーション施設整備事業 ・更新・改良修繕等による事故防止対策等	町
		町内公衆トイレ整備事業 ・町が設置する公衆トイレの整備・改修	町
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	新規就農総合対策事業 ・担い手育成総合支援協議会等の関係機関と連携し、担い手の育成・確保を図る	町
		漁業担い手支援事業 ・漁業者に対し生活支援金や指導者に対する謝金の補助	町
		水産資源保全事業 ・魚道整備	町

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
		完全天日塩を活用した新産業の創出事業 ・人材の誘致、研修環境の整備及び独立時の起業支援	町
		サテライトオフィス等誘致事業 ・未活用の町有地や空き家、空き店舗を利用したサテライトオフィスの誘致、施設整備等に対しての支援	町
		園芸用ハウス整備事業 ・園芸用ハウス整備への補助	町
		中芸のゆづと森林鉄道日本遺産推進事業 ・中芸のゆづと森林鉄道日本遺産協議会運営にかかる負担金	協議会
	(11)その他	道の駅田野駅屋機能強化事業 ・店舗や駐車場の拡張、公園機能などの機能強化	町
		集落活動センター推進事業 ・集落活動センターの施設整備に対して補助	町
		新食肉センター整備事業 ・高知県食肉センター整備事業にかかる負担金	県
		県営ため池耐震補強事業 ・地震等による決壊時に影響が大きいため池について『防災重点農業用ため池』と位置づけ、耐震補強工事を行う	県・町

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
田野町全域	製造業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記の（2）（3）のとおり

(5) 公共施設等整備計画との整合

田野町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町では、総合行政ネットワークとの接続や情報セキュリティポリシー、個人情報保護条例等の環境整備を実施してきたことに加え、超高速ブロードバンド整備（民設民営）やデジタル防災行政無線にかかる戸別受信機の貸付、町ホームページのリニューアル等による行政情報の公開など、情報をより身近に感じられるような取り組みを進めてきました。

今後においては、町民一人ひとりが今まで以上にきめ細かいサービスが享受できる社会の実現のためにICT・IoT・AI・RPA・マイナンバーカード等を活用することで、より充実した行政のデジタル化（DX：デジタルトランスフォーメーション）実現に努める必要があります。

また、都市部では新たな通信システムである5Gが普及拡大し、地方と都市部における新たな通信環境の格差が生じており、今後も民間通信事業者の理解と参画を求め、エリア拡大に向けて進めていく必要があります。

(2) その対策

○デジタル化の推進

- 急速に進展する情報化に対応するために、町内全域で新たな通信システムである5Gの通信可能エリア拡大に向け、民間通信業者への設備整備を促進し、通信環境拡大を図ります。
- 役場本庁舎をはじめとする公共施設において、公衆無線LANを整備することで町民の利便性の向上を図るほか、ICT・IoT・AI・RPAといった最先端サービスの導入などSociety5.0の実現に向けた取り組みを検討します。

○防災行政無線施設の充実

- 大規模災害が発生した場合においても、確実に住民への情報伝達が行えるよう防災行政無線機能の多重化などの整備に取り組みます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(3)その他	防災無線機能強化事業 ・防災拠点施設備に伴うシステム機能強化	町

(4) 公共施設等整備計画等との整合

田野町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①交通体系の整備

本町の道路は、四国東南部の大動脈である国道 55 号、県道 206 号西谷田野線を幹線として、それらを補完する町道により道路網が形成されています。

これまで、関係機関と連携しながら道路の拡幅や歩道の整備、危険箇所の改良など道路の整備を計画的に進めてきたが、現在の道路施設の多くが高度経済成長期に整備されたものであり、長期経過による老朽化、車両の大型化等により、補修サイクルが短期化し修繕費用の増加が問題となっています。

今後も、交通量の増加や車両の大型化に対応し、一層安全な道路整備の推進と施設の延命化を図るための維持管理体制の確立が求められています。

本町における公共交通は、県東部の市町村間をつなぐ鉄道や路線バスが運行されているほか、町内の移動手段の確保策として平成 29 年 10 月よりコミュニティーバス「たのくるバス」の運行を開始しました。

過疎化の進む地域において、移動手段の確保とともに、持続可能な地域公共交通のあり方を検討していく必要があります。

(2) その対策

①交通体系の整備

○国・県道の整備促進

- ・広域的な交通アクセスの向上に向け、国・県道の拡幅改良や歩道などの安全施設の整備促進を関係機関に要請します。
- ・広域的な連携のもと、阿南安芸自動車道の早期整備を関係機関に要請します。

○町道の整備

- ・地域の合意形成を図りながら、均衡ある地域の発展に寄与する生活道路及び、避難路としても活用できる道路の整備を促進します。
- ・阿南安芸自動車道の事業化に合わせ、IC への接続道等の整備を行います。

○安全で安心な道路維持管理の充実

- ・カーブミラー、ガードレール及び道路標識の整備を促進します。
- ・既存の道路、橋りょうなどの的確な維持管理に努めます。

○公共交通機関の充実

- ・ごめん・なはり線について、沿線自治体、活性化協議会と連携して利便性の向上促進と施設整備を図ります。

- ・住民の身近な移動手段の確保のため、路線バスの利用者増加対策に努めます。
- 地域内移動支援の充実と利便性向上
 - ・たのくるバスの運行を基本としながらも、タクシー利用の助成など人口減少、高齢化に即した地域の移動支援の充実と利便性の向上を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう	公共施設等維持管理事業（道路・橋りょう） 道路メンテナンス事業（橋りょう） 道路新設改良事業（道路） 道路冠水対策事業	町
	(5)鉄道施設等 鉄道施設 その他	公共交通支援事業（施設整備） ・鉄道及びバス運行会社への支援	第3セクター
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通整備事業 ・コミュニティーバスの定期運行	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路や橋りょう等について、計画的な維持修繕・長寿命化の方針に基づき必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①ごみ処理

本町のごみ処理は、平成17年から安芸広域市町村圏事務組合での「安芸広域メルトセンター」で処理しており、有料ごみ袋の導入や、ごみの減量化や分別排出を図ってきた。また、リサイクルの促進に努めています。

また、本町においても高齢化が進んでおり、ごみステーションまでの搬出が困難な人が今後増えてくることが予想されます。

また、がれき等の処分場として利用されている築地不燃物処理場（平成12年度建設）は、建設から20年以上経過したため、投棄場所のビニールシートの経年劣化が進んでいます。

②汚水・し尿処理

河川・海など公共用水域の水質汚濁を防止し、美しく快適な居住環境を確保するため、全国的に汚水処理施設の整備が大きな課題となっています。

本町では、浄化槽の設置を促進し生活排水処理を進めており、合併処理浄化槽の設置促進を図る必要があります。

また、し尿については、中芸広域連合での衛生センターで処理を行っています。

③住宅環境

本町では、町営住宅が85戸あり、そのうち低所得者向けの公営住宅41戸、特定公共賃貸住宅等の住宅37戸、移住促進住宅7戸を管理しています。また県営住宅が16戸あり、町内外の住宅困窮者に対し定住促進を図ってきました。

町営住宅の現状をみると、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が安心して暮らせる住宅の確保等も求められている一方で、少子高齢化の急速な進行や若者の流出等に伴い人口は減少を続けていることから、若年層や単身世帯にも対応した住宅の整備等を展開する必要があります。

④簡易水道

本町の水道事業は、簡易水道事業によって行っており、これまで配水池の整備や老朽化した水道管の更新など施設整備を図り、普及率は99%となっています。

水道事業については、今後も貴重な水源の維持、保全をはじめ、水道管の新設・改良や既存施設の耐震化に取り組むとともに、水道経営の健全化を進めていく必要があります。

⑤消防

本町では、常備消防として中芸広域連合消防本部が配備されているほか、消防団が組織され、互いに連携しながら消火活動や防火活動等を行っています。

今後とも広域的な消防体制の一層の充実に努めるとともに、消防団員の確保など消防団の活性化を進めていく必要があります。

⑥防災

本町は、太平洋に面していることから、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震「南海トラフ地震」の発生が予測されており、この「南海トラフ地震」への対策が大きな課題となっています。

本町では、大規模災害に備え、津波避難タワーの建設、避難道の整備、避難誘導灯・看板の設置、防災行政無線の整備、津波避難計画書の作成など防災体制の整備を図ってきました。

また、自主防災組織を全地区に設立するとともに、防災マップの作成と配布など地域での自主防災体制の整備と防災訓練の実施など、住民の防災意識の向上を進めてきました。

今後も、地域防災計画等に基づき、地域における自主防災組織の活性化をはじめ、避難行動要支援者の支援対策を行うとともに、住宅の耐震化やブロック塀等の対策、老朽家屋の除却費に対して町独自支援を行うなど、町及び防災関係機関、住民が一体となった総合的な防災体制を確立する必要があります。

（2）その対策

①ごみ処理

○ごみ収集・処理体制の充実

- ・広域的な連携のもと、効率的なごみ処理体制の強化を図ります。
- ・ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。

○ごみ減量化・3R運動の促進

- ・広報・啓発活動の推進や推進団体の育成等を通じ、住民のごみ減量運動や広報・啓発活動、推進団体の育成等を通じ、住民や事業者の自主的な3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）を促進します。

②汚水・し尿処理

○浄化槽の設置促進

- ・浄化槽の設置を促進するとともに、適正管理の指導に努めます。

○し尿処理体制の充実

- ・広域的な連携のもと処理施設の整備など、し尿処理体制の充実を進めます。

③住宅環境

○良好な住宅地の形成

- ・若年層の定住促進に向け、適地に宅地の造成を図るとともに分譲を行います。

○ストック住宅の活用と長寿命化

- ・未活用となっているストック住宅の借り上げ、買い上げ、民間資金等の活用等により住宅環境の整備に努めます。

○空き家対策の実施

- ・空き家の情報収集に努めるとともに、所有者等と協力して有効活用等について協議を進め、貸主・借主、相互の立場に立った施策により、移住・定住促進対策を進めます。

また、老朽化が著しく居住環境に影響を及ぼしているもの及び防災上危険と認められる建築物については、空き家再生等推進事業（除却タイプ・補助）により除却を促すことで、安心安全な居住環境の保全を図ります。

○医療従事者確保住宅の整備

- ・大規模災害を想定した医療従事者の確保のため住宅整備を行い、移住促進と防災力の向上を図ります。

④簡易水道

○計画的な水道施設の整備

- ・水道管の新設及び老朽化した配水管の改修など耐震化を踏まえた水道施設の計画的な整備を図ります。

○水道事業の健全運営

- ・事務事業の合理化、水道施設維持管理の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

⑤消防

○消防団の充実

- ・広報等により消防団活動の役割、重要性を周知し、団員の確保に取り組みます。
- ・定期的訓練の実施による団員の資質向上を図ります。

○広域消防体制の充実

- ・救助工作車や高規格救急車等の更新など設備等の計画的な更新を図ります。

○消防水利の整備

- ・老朽化等への対応のため、消火栓や防火水槽などの消防水利の計画的な整備を図

ります。

⑥防災

○防災体制の強化

- ・災害対策本部の機能強化を目的とした防災設備等の計画的な整備を図ります。

○地域防災力の強化

- ・自主防災組織連絡協議会の設置のもと、町内一斉防災訓練の実施などを通じて、自主防災組織の活性化を図ります。
- ・防災情報閲覧システムによる、要配慮者のリスト作成や有効活用を図り、避難行動要支援者の支援対策を推進します。

○耐震化の促進

- ・個人住宅の耐震化を促進します。

○ブロック塀等の対策促進

- ・個人所有の危険なブロック塀の対策を促進します。

○老朽家屋の除却促進

- ・倒壊の恐れがある老朽家屋の除却を促進します。

○避難用道路計画に基づく避難ルートの整備

- ・災害発生時に迅速かつ円滑に避難できるよう、避難ルートの確保を行います。

また、町と関係機関、住民とが一体となって整備を図るため、町独自の補助措置を行います。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道水量拡張事業及び既設管改良事業 ・田野町簡易水道施設拡張工事	町
		簡易水道施設更新整備事業 ・新設・改良・修繕等	町
	(2) 下水処理施設	合併処理浄化槽設置整備事業 ・住宅の新築・改築にかかる合併処理浄化槽設置に対しての補助	町
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	築地不燃物処理場改修	町
		倉庫新設事業 ・津波浸水エリアにある廃棄物処理関連施設の移設事業	町
	(5) 消防施設	中芸広域消防 高規格救急車更新事業	中芸広域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
			連合
		消防水利施設等施備事業 ・消火栓・防火水槽等の消防水利にかかる施設整備	町
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	老朽建築物除却事業 ・危険な老朽建築物の除去工事に係る費用の一部を補助	町
		避難路緊急地震対策事業 避難道整備事業 ・住宅の耐震化、ブロック塀等の対策、老朽家屋の除却費に対して、町独自の上乗せ補助制度を設け、避難路の確保を行う	町
		住宅耐震補助事業 ・住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に対しての補助	町
	(8) その他	公共施設等維持管理事業 安芸広域メルトセンター基幹改良事業 (安芸広域ごみ処理負担金) ・安芸広域メルトセンター施設整備に係る負担金	組合

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

田野町公共施設等総合管理計画や安芸広域メルトセンター長寿命化総合計画等の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者福祉

本町でも、令和3年3月末時点で高齢化率は41.7%と5人に2人以上が高齢者となっており、こうした高齢者人口の増加に伴い要介護・要支援認定者数とも依然として増加傾向にあり、高齢者だけの世帯も増加しています。

今後も寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、よりきめ細かなサービスの提供をはじめ、様々な介護予防活動の充実を図ることが必要です。

②児童福祉

令和2年3月に第2期田野町子ども子育て支援事業計画を策定し、保育サービスの充実をはじめ、放課後児童対策、母子保健事業の充実、ひとり親家庭への支援など、各種の子育て支援施策を推進しています。

子育てにおいては、育児力の低下とともに、子育てに不安を抱える親や近年、移住により近隣に親や親族がいない家庭が増加傾向にあるため、妊娠期から出産、さらに子育てに至るまでの一貫した少子化対策・子育て支援を推進していく必要があります。

また、南海トラフ地震対策として、保育所及び幼稚園を統合して、認定こども園に移行する計画で、高台へ園舎を建設中です。

③障がい児・者福祉

町の障がい者は、令和3年3月末時点で身体障がい者は224人、知的障がい者27人、精神障がい者は19人となっており、関係機関と連携を取りながら、居場所づくりや就労支援等の他機能訓練などの様々な日常生活支援サービスや重度障がい者及び介護者への支援体制の充実を図ってきました。

障がいの重度化や介護者の高齢化などが進んでいることから、地域生活支援事業の充実を図り、住み慣れた地域で暮らし、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援体制を整えていく必要があります。

④ひとり親福祉

ひとり親家庭の親は、労働と家事（育児）の両方を担わざるを得ないため、精神的、経済的に不安定になりやすい。したがって、ひとり親家庭においては、特に、社会の

中で明るく生活できる環境づくりを進める必要があります。

⑤地域福祉

「なかよし交流館」や「あつたかふれあいセンター（サテライトを含む）」を中心として、ともに支え合う地域づくりを推進し、多様な福祉サービスの提供と適切な利用を促進し地域コミュニティの再生強化に取り組みます。

（2）その対策

①高齢者福祉

○在宅福祉サービスの充実

- ・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、要援護高齢者や要介護認定者等が愛着のある地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実に努めます。

○介護予防事業の推進

- ・パワーリハビリテーションなど、なかよし交流館活動の充実を図ります。
- ・各種サロンでの介護予防活動など、住民と協働したコミュニティづくり活動の展開を図ります。
- ・高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防事業をはじめ地域支援事業を推進します。

○高齢者が安心できる地域づくりの推進

- ・認知症への住民の理解を深めるとともに、認知症高齢者とその家族への支援を図ります。
- ・ひとり暮らし高齢者への見守り体制の確立など、高齢者が安心して暮らせる住まいよいまちづくりを進めます。

○高齢者の社会参加の促進

- ・老人クラブや中芸広域シルバー人材センター等と連携し、高齢者の趣味や経験を生かした生きがいづくりへの支援をはじめ、就業機会の拡大など高齢者の社会参加の促進に努めます。

○保健福祉サービスの推進

- ・高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、各種保健サービスの充実を図ります。

②障がい児・者福祉

○障がい福祉サービスの充実

- ・障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、ホームヘルプサービ

ス、デイサービス、ショートステイ等の障がい者福祉サービスの充実を図ります。

- ・障がい者が適切なサービスを利用できるよう制度周知・相談体制の充実を図ります。

○療育体制の充実

- ・障がいの早期発見、早期対応するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、総合的な療育支援体制の確立を図ります。

○障がい者の社会参加の促進

- ・障がい者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。
- ・なかよし交流館活動のほか、広域的な連携のもと、障がい者の日中活動の場や人と交流の持てる地域交流の場の確保を図ります。
- ・関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発など福祉的就労機会の充実に努めます。

③児童福祉

○保育サービスの充実

- ・一時預かり保育の実施など住民のニーズに即した保育サービスの充実を図ります。また、近年、乳幼児期より特別な支援が必要な子どもの入所希望が増えてきており、適切な保育サービスが提供できるように人員体制の充実を図ります。

○地域における子育て環境づくり

- ・認定こども園の建設や、子どもの放課後の居場所づくりとして児童クラブの設立を図ります。
- ・子どもの交流や親同士の交流の場づくりなど、子ども・子育て支援会議や青少年健全育成町民会議等の運営組織の強化を図りながら、地域における子育て支援の充実に努めます。

○児童虐待の防止

- ・要保護児童対策地域協議会を中心に関係者の連携を密にし、児童虐待の早期発見と問題解決に努めます。

○子どもと親の健康の増進

- ・「田野町子育て世代包括支援センター」の機能を活用し、母子保健コーディネーターによる妊娠期から出産、子育て期に至るまで切れ目ない支援を充実させます。

○南海トラフ地震に対する安全対策

- ・保育所・幼稚園の高台移転事業により、乳幼児及び職員等の安全を確保します。

④ひとり親福祉

○福祉制度の活用の推進

- ・ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進めます。

⑤地域福祉

○地域住民がともに支えあう地域づくりの推進

- ・介護負担軽減の為の支援、子育て支援、要配慮者への外出支援、社会からの孤立解消支援、生活の自立支援対象者の役割づくり等、地域住民がともに支え合う地域づくりを進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	認定こども園整備事業 ・認定こども園に係る施設整備	町
		幼稚園・保育所新園舎建設事業 ・保育所及び幼稚園を統合し、認定こども園を建設	町
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	幼稚園給食無償化事業 ・給食費に係る経済的負担の軽減	町
		保育所給食費相当軽減事業 ・給食に係る経済的負担の軽減。	町
		学校給食支援金支給事業 ・出生した3人目以上の子に支援金を支給	町
		延長保育事業（保育所） ・一時預かり保育の実施など保育サービスの充実化	町
		特別保育拡充事業（幼稚園） ・春休み特別保育の実施	町
		高齢者等生きがいづくり支援事業 ・小規模多機能支援拠点としての活動である あつたかふれあいセンター事業や地域福祉活動 に対して支援や社協が行うサロン事業・配食、給食サービスの提供に要する経費に対して の補助 ・公共交通機関の利用が困難な高齢者等に対 しタクシー料金の一部を助成。移動支援を行 うことで社会参加の促進を図る。	町
		すこやか定住促進事業 ・第3子以上の出産に祝金の支給	町
	(9)その他	公共施設等維持管理事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

田野町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

①保健・医療

本町においては、急速な高齢化とともに生活様式や食生活の変化により生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加がみられます。

このため、保健センターを拠点に生活習慣病の予防、早期発見・治療による寝たきり予防（介護予防）に向け、受診率の向上に向けた取り組みや生活習慣や食習慣についての学習機会など各種保健事業の充実を図ってきました。

平成21年度からは、がん検診や特定健康診査、後期高齢者健康診査を中芸広域連合と連携して実施しています。

今後も、住民一人一人の健康づくりに対する意識を高めるとともに、住民の定期健診受診の習慣化に努める必要があります。

本町の医療機関は、病院が1か所、診療所が1か所、歯科診療所が2か所あります。

今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、町内外の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

また、大規模災害が発生した際、医療救護所の設営運営等医療体制の確保が課題となっている。町内病院1か所を救護病院として指定しているものの、病院職員の大半が町外在住であり、発災の時間帯によれば、医療体制を整えることが困難となることも想定され、地域防災力の向上と連携した取り組みも必要です。

(2) その対策

①保健・医療

○総合的な健康づくりの推進

- ・田野町健康増進計画に基づき、健康づくり推進会、食生活改善推進協議会など関係団体と連携し、運動の習慣化や生活習慣病予防など健康づくり施策を推進します。

○健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

- ・広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催などにより、健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。
- ・生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、家庭・学校・保育所・地域・行政などが連携・協力し、食育を推進します。

○健康診査の充実と保健指導の強化

- ・健診未受診者の解消を図るため、自分の健康を知るための教室を開催し、受診の大切さを知ってもらい、多くの住民が受診できるように努めます。
- ・特定保健指導については、生活習慣病予防のための食生活改善や習慣的に運動をするなど指導内容の充実を図ります。
- ・広域的な連携のもと、理学療法士や作業療法士などの専門スタッフの確保を図ります。

○母子保健の充実

- ・地域で安心して子育てができるよう妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、子育て支援、相談体制など各種事業の一層の充実に努めます。

○地域医療体制の充実

- ・多様化する医療ニーズに対応するため、町内外の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。
- ・広域的連携のもと、休日診療や救急医療体制の確保を図ります。
- ・町内在住の医療従事者数を確保するための住宅環境の整備を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	インフルエンザワクチン接種費用助成事業 ・0歳から6歳（就学前まで）の子どもに対し インフルエンザワクチン予防接種の費用を 全額補助	町
		乳幼児医療費助成事業 ・15歳に達する日以降の最初の3月31日ま での者の医療費の一部を補助	町
	(4) その他	田野町医療従事者確保住宅建設事業 ・救護病院の機能確保、発災時の医療従事者確 保のための住宅建設事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

田野町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①教育

少子化が進む中、次世代を担う子どもたちが、「生きる力」を身につけ、心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

本町では、教育振興基本計画や教育行政中期計画に基づき、学校施設の計画的整備、幼小中の一貫教育の研究、社会変化に対応した教育内容の充実、子どもの安全対策など教育環境の整備を積極的に進めてきました。

少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の充実を求める声が多い。また、近年、心身の障がいにより特別な支援が必要な子どもや、発達障がい等により支援を要する子どもが増加傾向にあり、保・幼・小・中学校の連携や情報共有、発達段階に応じた適切な支援策が求められています。

今後は、小中学校の環境整備や小学校の通学路安全対策等に取り組み、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進や学校給食体制の充実など総合的な取組を一体的に進めていく必要があります。

また、南海トラフ地震対策として、保育所及び幼稚園を統合して認定こども園に移行する計画で、高台へ園舎を建設中です。

②生涯学習

本町では、家庭や地域の教育力の向上に努め、生涯各期に応じた学習活動の充実を図るとともに、社会教育関係団体の育成と文化芸術等の活動を推進しています。

このため、ふれあいセンターをはじめとする生涯学習関連施設や図書館の充実に努めるとともに、住民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があり、余暇時間の増大や自己実現のニーズの高まりなど、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。

③スポーツ

本町では、各スポーツ施設の維持補修を進め、スポーツ環境の充実に努めてきたほか、体育会を中心とした各種スポーツ団体の活動支援等を通じ、スポーツ人口の拡大に努めてきました。

すべての住民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動が行える環境づくりに取り組んでいます。

今後は、各スポーツ施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、スポーツクラブをはじめとする各種スポーツ団体の育成、指導者の確保など、スポーツ活動の充実を進めていく必要があります。

④人権教育

本町では、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、人権教育研究協議会や人権擁護委員活動を中心に、学校における人権教育や啓発活動を実施してきました。

また社会情勢の変化等により、多様化する人権課題の解決と一人ひとりの意識改革を図るため、令和3年4月1日から「田野町人権尊重のまちづくり条例」が施行されました。

今後も、身の回りにある人権問題の現実を学び、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、引き続き積極的な啓発活動を進めていく必要があります。

(2) その対策

①教育

○幼児教育の充実

- ・幼稚園・保育所と連携した幼児教育の充実を図るため、情報の共有や相談体制の充実に努め、家庭・地域の教育力の強化を図ります。
- ・幼稚園から小学校への連携等において、スムーズな情報や意識の伝達が行えるよう、合同研修等により職員力の向上及び均一化を図ります。
- ・支援を要する子どもたちへの支援施策の充実と関係機関の連携強化を図ります。

○義務教育の充実

- ・個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、人権教育をはじめ、情報化や国際化、環境学習への取組など時代の変化に対応した教育など教育内容の充実を図ります。
- ・健康教育・健康検査のほか、児童生徒に対する相談体制を充実し、学校と家庭・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。
- ・教職員が教育専門職としての使命感を持ち、時代の要請に基づく効果的な教育が実践できるよう、計画的に各種研修会を実施するとともに、中芸教育研究会において他校教職員との合同研修を行うことにより、教職員のスキルアップを図ります。
- ・郷土田野町を愛する心を育む、郷土教育の充実に努めます。
- ・幼稚園から中学校まで一貫した教育体系の整備充実を図ります。

○特別支援教育の充実

- ・関係機関との連携のもと、特別支援教育支援員を含む教員確保など特別支援教育

の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

- ・言葉の問題等、幼児期の発達等に関する問題について、保護者を含めた支援を行う体制づくりを図ります。

○心の問題への対応

- ・いじめや不登校などの心の問題に対し、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するなど、研修・相談・指導の充実に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

○学校施設の整備充実

- ・ICT環境設備の整備を図ります。
- ・中学校実習園の整備を行い、半世紀以上の歴史を持つ茶園運営活動による勤労生産学習への取り組みを図ります。

○学校給食の充実

- ・学校、家庭及び食育推進協議会が連携して、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。

○子どもの安全性の確保

- ・地域の子どもたちは地域で守るといった意識啓発に努めます。
- ・通学時の安全確保のため、スクールゾーンの設定など通学路の安全確保を図ります。
- ・保護者や学校、地域の連携によるスクールガードや見守り活動の推進を図ります。

○田野町教育センターの充実

- ・本町の教育振興に関する課題及び方法、教育に関する専門的・技術的事項の研究に努めます。
- ・教育関係機関との連絡調整を行い、教職員の研修の援助に努めます。
- ・幼児教育・学校教育・社会教育及び人権教育等の各種事業の推進を図ります。

○南海トラフ地震に対する安全対策

- ・幼稚園及び学校給食センターについて、高台移転事業により乳幼児及び職員等の安全を確保します。

②生涯学習

○特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

- ・常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、生涯学習講座を中心とした多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

○指導者の育成と団体等の活動支援

- ・様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めます。
- ・各種の社会教育団体や学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を促進します。

○コミュニティ事業の推進

- ・地区単位での自治活動を推進するため、地域コミュニティ活動の拠点となる集会所の整備を図ります。

○学習成果の活用

- ・学習者の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

○読書活動の推進

- ・図書資料の充実やレファレンスサービスの充実など図書館機能の充実を図ります。
- ・町立図書館と学校図書館の相互連携を図り利用者拡大に努めます。

③スポーツ

○スポーツクラブの育成

- ・住民の主体的な運営によって町内の学校施設や社会体育施設等を有効的に活用し、生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりに向け、だれもが参加できるスポーツ活動の場として、スポーツクラブの育成を図ります。

○多様なスポーツ活動の普及促進

- ・スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進します。
- ・各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。
- ・様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めます。

○スポーツ団体、指導者の育成

- ・体育会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努めます。
- ・指導者やボランティアの育成・確保を進め、住民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進します。

○スポーツ施設の整備拡充・有効活用

- ・体育センターの補修など既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の整備を図ります。
- ・観光と連携し、ウォーキング等のモデルコースを広報・啓発し、スポーツの振興を図ります。
- ・管理運営体制の見直しを図り、各種スポーツ施設の有効活用に努めます。
- ・大規模なスポーツ大会に備え、中芸広域体育館（結いの丘ドーム）との連携を図り、充実した事業を計画的に実施します。

④人権教育

○人権啓発と人権教育の推進

- ・あらゆる差別や偏見の撤廃をめざして、国・県をはじめ町内外の各組織・団体と連携を図り、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場や機会を通じて人権啓発と人権教育を推進します。

○新たな人権問題への対応

- ・社会状況の変化により新たな人権問題が危惧されることから、正しい知識を得るために学習会を開催します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 給食施設	学校給食センター施設整備事業	町
	(3)集会施設、体育施設等 体育施設 集会施設	体育センター施設改修事業 ・体育センターの改良・修繕	町
		集会所整備事業 ・集会所の建設・改良・修繕	町
		上ノ岡集会所建設事業 ・上ノ岡集会所の建設	町
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	学力向上・学習支援事業 ・幼稚園に教育支援員の配置	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

田野町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は大別して13地区に分かれ、少子高齢化や核家族化、山間地域における集落住民の減少、生活様式の変化などにより、地域のコミュニティ機能の低下がみられ住民相互のつながりが希薄化するなど様々な問題を抱えています。

今後も、本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる地域づくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

○コミュニティの活性化支援

- ・ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動に加え、それぞれの地域が抱える課題や住民ニーズに応じた、総合的な地域づくりの仕組みである「集落活動センター」など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。

○コミュニティ意識の高揚

- ・コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

○コミュニティ施設の充実

- ・地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会所施設の充実を図るとともに、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	自治活動推進事業 ・各地区での防災機材や備蓄品の購入、各グループ活動に対して補助	町
		花いっぱい推進事業 ・町内各花壇の清掃及び植え替え作業に係る補助金	町
	(3)その他	集落活動センター推進事業 ・施設整備や地域の担い手確保等に取り組む	町

		事業に対しての補助	
--	--	-----------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

田野町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、ふれあいセンターを拠点に芸術・文化活動が展開されており、イベントホールでは貸館事業を行うとともに、ホールボランティアである夢舞(ムーブ)企画を設立し、会員の企画・運営によるコンサート、映画上映会など多種多様な芸術・文化活動が行われ、文化協会を中心に芸能祭・文化展を毎年開催しています。

文化財は、住民の郷土に対する理解と関心を高め、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担うことから、次世代を担う子どもたちや青少年が自己実現できる環境づくり、誰もが自ら学べる環境づくり、伝統文化などの保存、継承、そして発展が求められています。

今後は、芸術・文化活動の充実とともに、文化財の適切な調査や保存、まちづくりへの活用を積極的に進め、本町の歴史や伝統文化などにふれあえる機会を増やしていく必要があります。

(2) その対策

○文化施設の充実及び有効活用

- ・拠点施設であるふれあいセンターをはじめ、利用ニーズに即した文化施設の整備・充実を計画的に進めます。
- ・ボランティアによる企画・運営をはじめ、業務のアウトソーシングなどふれあいセンターの運営の充実を図ります。
- ・町内文化財の維持管理はもとより、地域活動の拠点として、また観光的視点からも耐震補強や外構整備等を計画的に進めます。

○芸術・文化団体、指導者の育成

- ・文化協会をはじめ各種芸術、文化団体の育成・支援に努めます。
- ・指導者やボランティアの育成・確保を進めます。

○文化行事等の充実

- ・芸能祭、文化祭の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもとに進めます。
- ・既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

○文化財の保存・活用と環境整備の充実

- ・岡御殿をはじめ、旧岡家住宅（西の岡邸）や旧魚梁瀬森林鉄道など貴重な文化財の適正な保護に努めます。
- ・その他の史跡及び有形文化財については、計画的な修繕や施設整備を図りながら

維持保全に努め、重要なものについては適正な調査を実施し、指定による保全を図ります。

- ・無形民俗文化財についても、保存団体の育成・支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。
- ・地域文化の理解を深めるため、文化財に対する住民への意識の向上を図ります。
- ・文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	町内文化財施設整備事業	町
	(2) 過疎地域持続的発展特別事 業	ふれあいセンター管理運営体制整備事業 ・施設の運営に関する経費及び設備の更新・改 良に係る経費	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

田野町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

本町の基幹産業である第一次産業を支える豊かな自然環境を守ることは、重要な課題の一つです。地球規模で進んでいる地球温暖化の問題は、自然環境に大きな影響を与えており、自然と共に生息し自然の恵みで産業を生み出す本町にとって避けることのできない大きな課題となっています。

(2) その対策

○地球温暖化への対策

- ・低炭素社会を推進するため、クリーンエネルギー（再生可能エネルギー）や自然エネルギー利用施設の設置について普及促進に努めます。
- ・温室効果ガスの削減にむけた事業の取り組みを検討します。
- ・高効率な設備システムを導入し、地球温暖化対策やエネルギー需給安定化を図ります。
- ・平成31年3月に策定した「田野町地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎他、町が直接管理する全施設について温室効果ガス排出量を2030年度に（対2013年度比較）40%削減することを目標にしており、田野町省エネ計画推進委員会を設置して推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能 エネルギーの利 用の推進	(3)その他	ZEB設備工事 ・幼保高台移転に併せて、省CO ₂ 対応の電気機械設備を整備する。	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

田野町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	空き家空き店舗等利活用促進事業 ・町内での起業者に対し起業に係る費用への補助	町
		新築住宅建設促進事業 ・町内に新たに住宅を建築する施工主に対しての補助	町
		空き家再生等推進事業 ・空き家の改修に係る費用の補助	町
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	新規就農総合対策事業 ・担い手育成総合支援協議会等の関係機関と連携し、担い手の育成・確保を図る	町
		漁業担い手支援事業 ・漁業者に対し生活支援金や指導者に対する謝金の補助	町
		水産資源保全事業 ・魚道整備	町
		完全天日塩を活用した新産業の創出事業 ・人材の誘致、研修環境の整備及び独立時の起業支援	町
		サテライトオフィス等誘致事業 ・未活用の町有地や空き家、空き店舗を利用したサテライトオフィスの誘致、施設整備等に対しての支援	町
		園芸用ハウス整備事業 ・園芸用ハウス整備への補助	町
		中芸のゆずと森林鉄道日本遺産推進事業 ・中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会運営にかかる負担金	協議会
4 交通通施設 の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通整備事業 ・コミュニティーバスの定期運行	町
5 生活環境の 整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	老朽建築物除却事業 ・危険な老朽建築物の除去工事に係る費用の一部を補助	町
		避難路緊急地震対策事業 避難道整備事業 ・住宅の耐震化、ブロック塀等の対策、老朽家屋の除却費に対して、町独自の上乗せ補助制度を設け、避難路の確保を行う	町
		住宅耐震補助事業 ・住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に対しての補助	町
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	幼稚園給食無償化事業 ・給食費に係る経済的負担の軽減	町
		保育所給食費相当軽減事業 ・給食に係る経済的負担の軽減。	町
		学校給食支援金支給事業 ・出生した3人目以上の子に支援金を支給	町
		延長保育事業（保育所） ・一時預かり保育の実施など保育サービスの	町

		充実化	
		特別保育拡充事業（幼稚園） ・春休み特別保育の実施	町
		高齢者等生きがいづくり支援事業 ・小規模多機能支援拠点としての活動である あつたかふれあいセンター事業や地域福祉活 動に対して支援や社協が行うサロン事業・配 食、給食サービスの提供に要する経費に対して の補助 ・公共交通機関の利用が困難な高齢者等に対 しタクシー料金の一部を助成。移動支援を行う ことで社会参加の促進を図る。	町
		すこやか定住促進事業 ・第3子以上の出産に祝金の支給	町
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事 業	インフルエンザワクチン接種費用助成事業 ・0歳から6歳（就学前まで）の子どもに対しイ ンフルエンザワクチン予防接種の費用を全額 補助	町
		乳幼児医療費助成事業 ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの 者の医療費の一部を補助	町
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事 業	学力向上・学習支援事業 ・幼稚園に教育支援員の配置	町
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事 業	自治活動推進事業 ・各地区での防災機材や備蓄品の購入、各グル ープ活動に対して補助	町
		花いっぱい推進事業 ・町内各花壇の清掃及び植え替え作業に係る 補助金	町
10 地域文化 の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事 業	ふれあいセンター管理運営体制整備事業 ・施設の運営に関する経費及び設備の更新・改 良に係る経費	町